



認定特定非営利活動法人

青少年の自立を支える会 通信

春

平成19年
2007年4月

会報 第38号

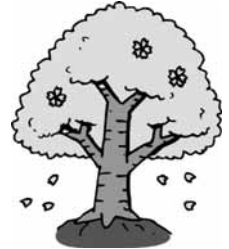


10thコンサート感謝式

目次

【特集】

1. 社会的養護の現状
2. 自立援助ホームから
3. 社会的養護のあり方を考える（里親編）
事務局からの報告
コンサート出演者への感謝の式典開催ほか



【特集】 未来ある子どもたちになぜ自立援助ホームが必要なのか！？

保護を必要とする子どもたちに対する日本の社会的養護の現状と問題点を指摘、これからの社会的養護のあるべき姿について児童福祉に携わる3名の方が寄稿・・・是非一読を！！

1. 社会的養護の現状

事務局長 福田雅章
(児童養護施設 養徳園 園長)

我が国の社会的養護の始まりはいつであろうか。孤児や棄児の保護育成事業は、聖徳太子の時代にその起源を見ることができるが、以降長い間、「慈悲、慈愛、慈善」「博愛」「徳、義」といった言葉に特徴づけられるものであった。つまり、宗教的なバックボーンをもつ人々やいわゆる篤志家といわれる人たちがこれを担ってきたのである。

今日のように子どもの保護育成が国や地方公共団体の責務として行われるようになったのは、昭和22年に児童福祉法が制定されてからである。当時の社会的問題といえは12～13万人といわれた戦災孤児をどうするかということであったが、国の責務として彼らを収容保護したのである。今日の児童養護施設の始まりである。

巷にあふれた子どもたちをとりあえず保護することを目的にしていたから、器の大きな施設が次々と設立される。中には定員が200名を超える施設も。栃木県でも大きなものは150名定員であった。状況は、大きな災害があったときとりあえず学校の体育館や地域の公民館に身をよせるが、それと同じように押しあいせしあいしながらの生活であった。こうした生活は当時の状況からすればしかたのないことであったが、我が国の不幸は、戦災孤児がいなく

なっても、高度経済成長で国全体が豊かになっても、相も変わらず大きな器の施設で押しあいせしあいしながらの生活が続いたことである。

アメリカでは100年も前に、「家庭は文明の最高の創造物である。故に緊急止むを得ない事情のない限り児童を家庭から切り離してはならない」という家庭尊重の原則が宣言され、保護を必要とする子ども達は養子縁組、または里親委託されるようになっていった。イギリスも同様に、施設はあるにはあるが、定員6名程度のグループホームである。つまり、欧米では、集団の中では子どもは育たないということが定説になっているのである。



我が国では、バブル期、児童養護施設に入所する子どもが減り、もう戦後の役割は終わったといわれた。この状況がもう少し続いていたら、児童養護施設は淘汰されるとともに里親中心へと変革していったかもしれない。しかしながら児童虐待というパンドラの箱が開いてしまった。巷には被虐待児があふれている。都市部では施設が足りないという。かくいう私の施設も一昨年、定員を40名から50名に増や

した。戦後の「収容保護」はいまだに続いているのである。

社会的養護の枠組みは変わっていないが、要保護児童の特性は変わった。親や家を失った子どもには「衣食住そして教育」を保障すれば事足りたが、親や家を失ったわけではない被虐待児には「大人との

関係性の回復」を保障しなければ、彼らの社会的自立は困難なのだ。「収容保護」施設にそれが保障できるのであろうか。

こうして「収容保護」施設で「大人との関係性の回復」を成し得なかった子どもたちが、それを求めて「星の家」にやってくるのである。

2．自立援助ホームから

自立援助ホーム「星の家」ホーム長 星俊彦

自立援助ホームは既存の社会的養護のシステムからはじき出されてしまった子どもたちの救済を目的に、制度の枠組の外での活動を長年にわたって続けてきました。平成10年の児童福祉法改正で「児童自立生活援助事業」として、一応、法制度の中に組み込まれた後も、あえて半身は制度的枠組の外に置いたまま、どこにも行き場がなくなってしまった子どもたちのための支援活動を続けています。

できたばかりのころの自立援助ホームには「養護施設出身者のためのアフターケア施設」という位置付けがなされていました。義務教育終了後、高校などに進学できる子どもたちの数も少なく「住み込み就職」というかたちで退所を余儀なくされ、18歳未満であるにもかかわらず自立を強いられていた子どもたちがたくさんいたのです。



40年の時が流れ、今では児童養護施設入所児童の高校進学率もだいぶ向上しました。児童福祉法にも「自立」という社会的養護の目的が強調されるようになり、何の考えもなしに退所させてしまう施設も減ってはきているようです。それでも未だに18歳に満たない子どもたちに自立を強いる「児童福祉法違反」とも言うべきケースはなくなっていないのです。

さらに今日の児童養護の状況を見るならば、児童養護施設や児童自立支援施設は保護された被虐待児童であふれ、「治療的処遇」のための機能強化も追いつかず、職員は難しい問題を抱えてしまった子どもたちに振り回されています。子どもたちはあつという間に18歳になり、虐待で受けたところの傷も癒されずに社会に出されてしまうことになり

ます。深刻な問題を背負わされてしまった「難しい子ども」が増加し、施設の対応が追いつかなければ、そこには二次的な虐待が生ずる危険も高まってきます。これは「施設内虐待」としてあちこちでその実態が明らかにされつつあります。かつては「あってはならないこと」とされていたために明るみに出ることの少なかった問題ですが、厚生労働省もその現実を認めざるを得ないところまで来ています。

また施設入所には至らずとも、不適切な養育環境の中で育ち、思春期危機の中で進むべき方向を失ってしまい、家に居られなくなってしまった子どもたちも確実に増加しています。しかし15歳を過ぎて学校に行っていない要養護児童を引き受ける児童養護施設はほとんどありません。

このように社会的養護のシステムが現実にマッチしなくなってきている今日、子どもたちにとって最後の砦である自立援助ホームの必要性はますますクローズアップされてきています。「自立援助ホームを全国に！」というスローガンは今や私たちだけのものではなく、厚生労働省も各自治体に最低一カ所の自立援助ホームを設置すべきだという当面の目標を掲げています。「星の家」ができたころには全国20カ所あまりであった自立援助ホームもここ数年、少しずつ増えはじめており、厳しい財政状況の中にあっても、現在では40カ所を越えるところまで来ています。

虐待や家庭崩壊の被害を受けて親と一緒に暮らすことができなくなってしまった子どもたちは、児童福祉法に基づいて国と地方自治体が責任を持って保護・育成しなければならないことになっています。そのために児童相談所を中心とした社会的養護のシステムが作られているのです。それでも10代後半という年齢での社会的自立という、普通の家庭で育

った子どもたちにさえ不可能な課題を、虐待や家庭崩壊という過酷な条件の中で生きてこなければならなかった子どもたちに、そこで受けたこころの傷も癒えていない子どもたちに強いているという現実がこの国にはあるのです。いつの世も「制度の不備」というものは存在するとしても、これはあまりにもひど過ぎる状況であると言わざるを得ません。

社会的養護のシステムの根本的な見直しが必要なのです。これは社会全体の構造を基本的な考え方から変えて行かなければ解決できない大問題なのかもしれません。しかしそうしなければ現在進行しつつある虐待や養護問題の拡大再生産を食い止めることは不可能です。子どもがどんどん少なくなっている今日、一人ひとりの子どもを大切に育て、私たちの仲間にしていかなければこの世界は滅びてしまうのではないのでしょうか。

自立援助ホームは子どもについての「制度の不備」が引き起こす様々な問題に、日々、直面しなければならない位置にあるのです。そうであるが故に私たちは制度の有無にかかわらず（ということは財政的困難とのたたかいが不可避なのですが）、「目の前の援助を必要としている子どもたちに必要な援助を！」という基本姿勢をしっかりと保ちながら、子どもたちの声を広く社会に伝えていかなければならないと思っています。

与えられた文字数をかなりオーバーしてしまいました。中途半端になってしまいますが、最後に二つだけ問題を提起して終わりにします。「自立援助ホームに対する公的な補助金を実情に合ったものにしてください！」などということはあまりにも当然なことなので省きます(笑)。

1. 15歳までの子どもたちの社会的養護について
一言で言うならば、もっとちゃんと育てましよう! (?)。 と言うか、不適切な処遇が横行している現状を早急に改善しなければなりません。結果はみんな自立援助ホームに流れてきます。施設で生活しなければならない子どもたちにとってはまさに



「^{てつぷ}鞭撻の急」です。そのため

に必要なことは「世間の良識」の審判を仰げるように施設処遇をガラス張りにする事です。措置費制度の上にあぐらをかいた閉鎖的な施設養護に自浄作用はありません（もちろんすべての施設がそうだとは言いませんが）この点に関して行政の責任は重大だと思います。支出されている措置費は税金なのです。さらに言うならば、そもそも被虐待児を集団で生活させることに無理があるのだとすれば里親制度の再生ということも含めて考えなければならぬ問題だと思います。

2. 18歳の「壁」について

自立援助ホームでの支援の根本にかかわるのがこの問題です。これを壊すのは「ベルリンの壁」よりたいへんなことなのでしょうか。「15歳での自立」は論外だとしても、虐待で傷つけられた魂の再生にはとにかく時間が必要なのです。18歳での支援打ち切りが現状にそぐわないということは精神医療の専門家や児童福祉関係者の間ではすでに明らかになっているのではないのでしょうか。いつまでも制度外で対応すべき問題ではありません。児童福祉法での対応が難しいのであれば、新しい法律を作ることまで考えて、早急に着手すべき問題だと思います。

3. 社会的養護のあり方を考える（里親編）

理事 曾根俊彦

児童養護の歴史の中でも、ホスピタリズム論争やノーマライゼーション運動の影響を受け、脱施設化の方向性は議論され続けてきた。しかし措置制度と最低基準という枠の中で一部の先進的な実践者を除き養護施設界全体の動きにはならなかったのも事実である。

現在の、少子高齢化社会での基礎構造改革は、中

央から地方へ、公から民への流れで、社会福祉も施設福祉から在宅福祉へと大きく流れを変えた。また、児童虐待の増加は、処遇の難しい子供たちを増加させ、今までの児童養護施設での集団処遇での限界が明らかになり、社会的養護としての里親制度が改めて脚光を浴びるようになった。

2006年3月の社会的養護を必要とする子供た

ちは 36,151 人、内里親委託児童数は 3,293 人、里親委託率は 9.1% で年々微増傾向にはある。アメリカの 74% (2001 年親族里親含む) イギリス 65% (1992 年) と比較してもいかに少ないかがわかる。厚労省は「子ども・子育て応援プラン」において 2009 年までに里親委託率を 15% まで引き上げるとの数値目標を設定した。

現在、児童養護施設入所児童の 50% 以上が被虐待児である。大人に対する不信感の強い被虐待児にとって、特定の大人との信頼関係に基づく愛着形成は重要な課題であり、2003 年「社会的養護あり方検討委員会」は、児童養護施設の小規模化、グループホーム化、ユニットケア化及び里親委託促進を提言している。

里親は、養育に必要な家庭的環境を整えていること。特定の大人との継続的な関わりを持てること。養育の場と生活の場が同一であること。など社会的養護を担う好条件を備えている。特に



は、児童養護施設ではいかに生活単位を小さくしたとしても、職員にとってそこは職場であり、生活の場ではあり得ないのであるが里親家庭ではそれが同一である。

なのに何故これが里親委託に結びつかないのか考えてみると、日本的な家族制度の中で、養子を希望する里親が多いこと。実親が里親委託を望まないこと。里親との関係が濃密な分、関係が崩れたときの児童への精神的なダメージが大きいこと。家庭という閉鎖的な空間で第三者的な目が入りにくいこと。里親委託の場合マッチングの善し悪しに影響されてしまうため児童福祉司は、無難な施設委託を選択してしまう傾向にあること。里親家庭のプライバシー保護の観点から実親との関係作りが困難なこと。などがある。

厚労省は 2002 年、里親の種類を養育、専門、親族、短期の 4 種類に分類、最低基準の制定、研修の強化などを盛り込む「里親の認定に関する省令」の大幅改正を行い、2005 年には里親の権限強化を盛り込んだ児童福祉法の改正を実施した。栃木県でも 2002 年里親による里子の虐待死事件を受け、他県に先駆け里親対応専門員の導入に踏み切った。

里親制度を充実させるためには次のことが重要であると考えられる。

社会的養護に対する理解。里親を含む社会一般に「自立とは何か」「養育とは何か」など社会的養護に対する研修、啓蒙の強化と養育論の構築である。

サポート体制の充実。里親に対しては困難事例を含む養育不安に対する定期的な支援、実親に対しては委託への理解や委託後の情報の開示、家庭復帰へ向けての調整など。委託児童については、権利擁護の意見表明権として、本人が気兼ねすることなく発言できる機会の保障である。一定期間までの定期的な訪問や児相などへの通所は不可避である。

制度としての財政支援。施設入所児にかかる経費の三分の一程度の費用しか里親には出ていない現状で、少なくとも里親の一人は養育に専念できる費用の保障と、委託児が 18 歳を経過後も自立できない時の保障と支援。

新たな里親の開拓。団塊世代の大量退職で、子育てを終わって何らかの形で社会貢献の意志を持っている人材も多い。彼らの子育て経験や様々な熟練技術を活用しての短期を含む多くの里親の確保が必要。などを上げることができる。

青少年の自立を支える会の 700 名を超える会員のノウハウと「星の家」で培った自立援助ホームの実践は里親支援に対する大きな力になれると思う。法人としての責任として、社会的養護を担う一員として、里親に対する課題に真っ正面から取り組んでいくことが、10 年目を迎える青少年の自立を支える会に課せられている重要な役割と認識している。

社会福祉が費用対効果を求めて、自己責任や自助努力を求める傾向にある今、本会が「児童の最善の利益」を求める砦であり続けることを願う。



第

10 回記念青少年の自立を支える会コンサート報告！ (出演者への感謝の式典開催)

1月20日土曜日夕刻、10回目を記念してのコンサートは、2000人収容の宇都宮市文化会館大ホールで開催されました。

この日は大寒なのに暖冬が幸いしてか過去最高の1,639名(チケット入場者数)のご来場者が訪れ、会場の1,2階席は満員状態でしたが、85名のボランティアに支えられコンサートは無事に終了することができました。

おかげさまで収益は前回より13%アップの約160万円になりました。



満員の会場

(感謝式)

さて、このコンサートが10回目を迎えられたのは、いつも無料で出演を快諾してくださりました出演者の方々のおかげであります。特に倉沢大樹さんは出演6回目を島田絵里さんは同5回目を数えます。その貢献度は、収益が毎回百万円を超え「星の家」の運営に欠かすことのできない金額であり、また毎回1,000名を超える来場者に「星の家」の愛情を知っていた

たくまたとない機会となり、そのPR度は極めて大なるものがあります。

このような貢献

に対しまして今回演奏に先立ち出演者の方々に感謝の意をこめて理事長代行の福田事務局長より感謝状と記念品をお渡ししましたことをまずはご報告いたします。

(出演者紹介)

ところで、今回の出演者は豪華メンバー。10回目を記念して過去に出演してくださりました方々にお声をお掛けしましたところエレクトーン奏者の倉沢大樹さんを始め、フルート奏者の島田絵里さん、



感謝式

声楽家の浅香薫子さん、ソウル&ゴスペルのネイザン・イングラムさんとワールド・ソウル・コーラス(WSC)の宇都宮、小山、福島、そして伴奏者としてジャズピアニストのジョナサン・カツさん、パーカッション奏者の佐藤喜一さんの皆さんを迎えることができました。

(第一部)

感謝式の後の第一部は、ネイザン・イングラムさんとワールド・ソウル・コーラスのソウル&ゴスペルソング。オープニングは伴奏者のジョナサン・カツさんと佐藤喜一さんによるジャズ演奏で幕が切れて落とされました。



第一部コンサート風景

そして「My Life is in Your Hands」の曲「心配しないで、苦しみは長くは続かない。どんなに辛い苦しいときも、あなたはいつでも私に手を差し伸べてくれる。そんなあなたを私は信頼します・・・」という「星の家」の子どもたちと星ホーム長のかかわりを物語っているようなゴスペルで始まりました。今回は宇都宮に小山と福島のメンバーが加わり総勢40名弱のコーラスに皆さん聞き入り、感動の様子でした！そして休憩へ・・・

(第二部)

星ホーム長挨拶の後の第二部は、倉沢大樹さん、島田絵里さん、浅香薫子さんによるジョイントコンサート。オープニングは倉沢大樹さんのソロ演奏、「カントリーロード」から「ザッツオール」までの4曲を演奏。続いて浅香さんと島田さんが加わり「サラバンド」、続いてトリノオリンピック金メダルリストの荒川静香といえお分かりの「誰も寝てはならぬ」を歌い会場は感動と拍手に包まれました。また倉沢さんのソロ「トルコ行進曲」をピアノとエレクトーンで演奏。

トーンの二刀流
でコミカルに演
奏し会場は笑い
と拍手の渦に！
おなじみのみん
なで歌おうは
“涙そうそう”。



第二部コンサート風景

花束贈呈後のアンコールはタイムトゥグッバイで幕
がおりました。

最後に、出演者を始めこのコンサートのために支
援して下さいました大勢のボランティア、企業、団
体などの皆様方に改めて感謝しお礼を申し上げます。

(コンサート決算報告)

純収益 1,609,147円

(前回比較増 179,426円)

収入 2,760,496円

内訳 チケット代 2,195,250円
広告代 227,000円
寄付・募金 338,246円

支出 1,151,349円

内訳 会場費・音響照明代 860,200円
印刷・通信運搬・雑費等 291,149円

* コンサートのためにとご寄付・募金の方々 敬称略
阿久津嘉子 浦部延子 参氣会 小野崎千鶴子 木村 正
渡辺教子 WSC宇都宮 WSC小山 WSC福島 藤岡悦子
匿名の方 そして会場募金が255千円
誠にありがとうございました！



コンサート終了後のボランティア集合写真

理事 事会開催

3月17日土曜日、とちぎ青少年センターにて理事
事会が開催され、今年度の補正予算及び来年度の予
算案、事業計画案が審議され承認されました。

今回の補正予算は、寄付及び収益事業の収入が当
初予算より増加したことや支出面で経費の節減に努
めた結果、引当金の取り崩しが避けられる見通しと
なりました。

人事 事動向 (スタッフ)

太田黒 ゆうこ 3月31日付け退職

星 美帆 4月1日付け復職

美帆さんが1年間の休養を経て4月から復
帰。休養といっても実際は従前と変わらずボランテ
ィアとして「星の家」を切り盛りしていました！

太田黒ゆうこさんは、3月で予定通り退職。
4月からは宇都宮市の非常勤嘱託教員として教壇に
立つことに。新職場は泉が丘中学校です。がんばっ
て！そして時間があったら引き続き「星の家」をサ
ポートしてください！お願いします。m(_ _)m

365 ボラの米永麻衣子さんは1月末に任期満
了で「星の家」を去りました。(ToT) /~

太田黒さん、米永さん長い間ご苦勞様でした、お
礼申し上げます。

ところで、新しい365ボランティアは希望者
が急遽キャンセルに。

ということで、新年度のスタッフ体制は、ホーム長、
美帆さん、吉井さんの3名体制となりました。労働
環境は実質2名減となりかなり厳しい状況になりま
すが皆様の温かいご支援をお願いします！

平成19年度定期総会のお知らせ

日時 5月12日土曜日 13時30分から

場所 とちぎ健康の森 1階大会議室

* 正会員の方には後日ハガキにてご案内いたします。

会

費等金融機関引落とし利用状況

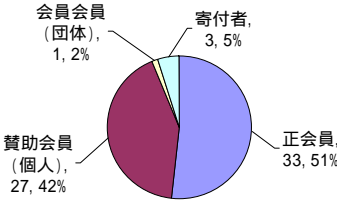
昨年9月に導入いたしました会費やご寄付の金融機関引落しは、19年3月末現在で64名(会員数の約8%)の方にご利用いただいております。

また、引落としによる金額は、会費と寄付を合わせて約1.1百万円になります。このうち会費は38万円でH18年度会費収入の12%を占めております。(詳細は円グラフの通り)

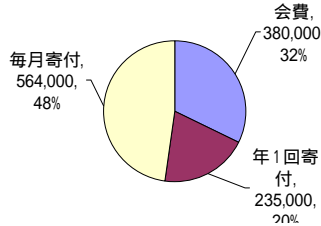
この金融機関引落としにつきましては、会員皆様のご意見を踏まえ会費納入の利便性に配慮して昨年導入したものです。

できましたら大勢の会員の方にご利用いただきたいと願っております。

金融機関利用者数
64名



金融機関年間引落し
額



会員の皆様へ お願いしま～す！！

【会費等の金融機関引落としご利用のお願い】

昨年度に導入いたしました会費等の金融機関引落としのご利用が会員数の8%程度にとどまっております。引落しに抵抗があるのかも知れませんが、大勢の会員の方にご利用いただきたいと願っております。

郵便局まで足を運ぶのが面倒！

会費納入をついつい忘れてしまう！？・・・で、払った覚えが???

一度の寄付は負担に感じる！・・・ 毎月1,000円からのご寄付も選択できます！

・・・・・・ という方に

会費等の金融機関引落しを **是非ともご利用ください！**

*お問い合わせ、お申込書の請求は事務局(電話 028-651-0161)まで

「本会資金繰りの改善に役立っております！」

補助金交付が年度末の3月末前後になるため相変わらず12月になるとスタッフ給与支払いのため資金繰りに追われております。定期的に入金される会費・寄付は、資金繰りでも大変助かります。



付・会費納入者

敬称略・順位不同

平成19年12月～19年3月まで

(個人情報保護の観点から、ウェブ版では個人名は割愛させていただきます)

支える会募金箱(12月～3月まで)
ワールド・ソウル・コーラス宇都宮

編集後記

気候がおかしいよ～??

暖冬で2月は暖かったものの3月中旬は真冬に逆戻り。でも宇都宮の桜の開花は3月26日。平年より8日、昨年より3日早い! 驚いたのは4月1日に静岡で真夏日を記録するポカポカ陽気! が、一変して3日はダウンジャケットに身を包む真冬の寒さ、そして4日には東京に雪が降り「星の家」の子はコタツの中にすっぽり。年を重ねるとこの寒暖の差がきつい～!! 黄砂もひどい。青空駐車のマイカーは雨も重なり泥だらけの状態に・・・

本当におかしいよね～

で話題は3月に。自宅の庭でフキノトウを摘んだところ暖冬の影響か? 例年と比べて小さく収穫はイマイチ。だがフキ味噌にして酒の肴に!! このほろ苦さ、何とも



いえないね～ (^-^)/ ` (多門)

会費納入及びご寄付の郵便振替先について

加入者名: 青少年の自立を支える会 口座番号: 00140-3-366972 *通信欄に会員種別等及び金額をご記入ください。
「会費等の金融機関引落し」のご利用をお願いしております

発行者/ 認定特定非営利活動法人 青少年の自立を支える会
発行日/ 2007年4月7日
発行責任者/ 伊達悦子
編集責任者/ 福田雅章

所在地/ 321-0963 栃木県宇都宮市南大通り 4-2-18
電話/ 028-651-0161 FAX/ 028-651-0162
IP 電話/ 050-3437-2401
Eメール/ sasaeru@snow.ucatv.ne.jp
HP/ <http://www2.ucatv.ne.jp/~sasaeru.snow/>